



# 女も男も 自分らしく 輝け！なんぶ！

No. 27

今回は「第5次男女共同参画基本計画」政策編の  
第9分野「各種制度等の整備」についてご紹介いたします。

## 【国の施策の方向性】

働き方の多様化、家族形態の変容を踏まえ、働く意欲のある全ての人とその能力を十分に発揮できるように、また、様々な施策の効果が必要な個人に確実に届くよう社会の諸制度を見直す。

## 【具体的な検討課題】

- ・各種制度上の給付と負担が、「世帯単位」から「個人単位」になるよう、マイナンバーも活用しつつ見直す。
- ・第3号被保険者を縮小する方向で見直す。
- ・旧姓の通称使用拡大の方向で見直す。
- ・選択的夫婦別姓制度の更なる検討を進める。

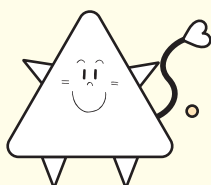
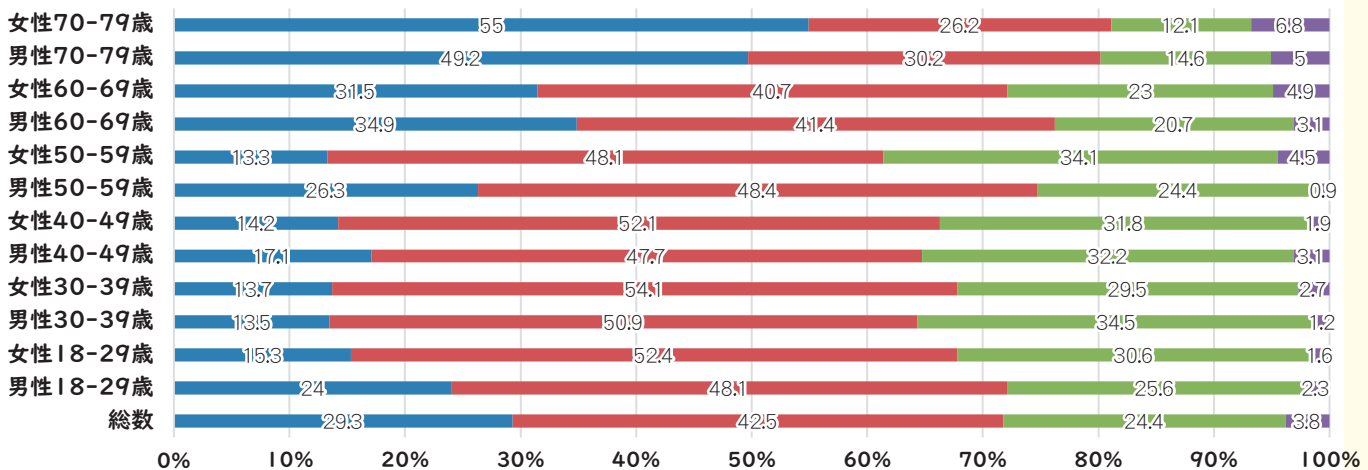


※今回の内容及び第5次男女共同参画基本計画についてご興味を持たれた方は以下のURLへアクセスを↓↓↓  
基本計画 [print.pdf \(gender.go.jp\)](https://www.gender.go.jp/print.pdf) 基本計画(説明資料) [5th\\_gaiyo.pdf \(gender.go.jp\)](https://www.gender.go.jp/5th_gaiyo.pdf)

## 選択的夫婦別姓制度に関する調査結果（グラフ）

（出典）内閣府「家族の法制に関する世論調査」（2017年）

- 夫婦は必ず、同じ名字（姓）を名乗るべきであり、法律を改める必要はない  
■夫婦は必ず、同じ名字（姓）を名乗るべきだが、婚姻前の氏を通称として使えるように法律を改めることはかまわない  
■法律を改めてもかまわない  
■わからない



さんかくーん

各種制度等の見直しはわたし達の生活に  
大きく関わってきそうだね！注目しようね！

男女がともに活躍できる社会へ



内閣府  
男女共同  
参画局

～南部町男女共同参画審議会～

お問合せ：南部町男女共同参画審議会事務局 ☎66-3401  
E-mail：soumu@town.nanbu.yamanashi.jp